

コロナ禍における学生生活と学生支援



桜美林大学大学院国際学術研究科教授 小林 雅之

～要旨～

コロナ禍によって学生生活は一変した。アルバイトは減少し、多くの授業はオンラインになり、学習時間が増えるなど望ましい面も見られるが、学生がキャンパスに行く機会は大幅に減り、孤立感が深まっている。これに対して、様々な支援策が講じられている。本稿ではまず、コロナ禍のもとでの、厳しい学生生活の現状と学生の社会的孤立を様々な調査結果をもとに紹介する。次いで、学生に対する経済的支援（以下、学生支援）を中心に、政府や大学や民間の支援策をみる。最後に学生支援制度の課題と所得連動型奨学金返還など新しい制度の可能性を検討する。

1 コロナ世代？

(1) アルバイトの減少

コロナ禍によって学生生活は一変した。多くの学生にとって深刻な問題はアルバイトの減少である。現代の学生にとって、アルバイトは生活の一部になっており、その収入に依存している学生も少なくない。日本学生支援機構「学生生活調査」(2018年)では、大学昼間部の学生のアルバイト従事率は86.1%、また、全国大学生活協同組合連合会「全国学生実態調査」(2019年)では、83.9%と8割をこえている。なお、以下では、それぞれ「学生生活調査」、「学生生活実態調査」と略記する。

しかし、コロナ禍によりアルバイトの減少傾向が目立つ。「学生生活実態調査」(2020年)では、アルバイト従事率は72.4%で、コロナ禍前から11.5ポイント減少している。アルバイトをした

者のうち、アルバイト収入が「大きく減少した」14.0%、「減少した」29.1%で合わせて43.1%となっている。また、「アルバイト先の休業で勤務できなかった」2.0%や「新規にアルバイト先を探したが見つからなかった」は3.4%と少ないものの、「アルバイト勤務・シフトを勤務先から減らされた」は17.9%となっている。

また、同連合会の「緊急！大学生アンケート」(2020年4月)によると、アルバイトを「していたが、勤め先の事情でやめることになった」のは3.9%に対して、「していたが、自分の事情でやめることになった」は18.9%で合わせてアルバイトをやめた者は22.8%となっている。

さらに、2021年3月に文科省が行った「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査」によれば、アルバイトの「収入がなくなった」4.1%、「大きく下がった

(50%未満になった)」16.5%、「やや下がった (50から90%程度になった)」29.1%と、合わせて約半数 (49.7%) の学生の収入が減少している。これは先の「学生生活実態調査」の43.1%とほぼ同じ傾向である。これらから推測すると、学生全体の傾向としては、まったくアルバイトができない学生はそれほど多くないものの、半数程度の学生はアルバイト収入が減少したのではないかとみられる。

(2) 調査から見た学生生活の状況

コロナ禍によってアルバイトだけでなく、学生生活は大きく様変わりした。コロナ禍の中の学生の状況について、上記のような各種の調査によって、次第に生活の実態が明らかになってきた。「学生生活調査」令和2年度 (速報値) によると、アルバイト収入が8.7%、家庭からの仕送りが4.3%減少し、支出額は総額では5.3%の減少だが、サークルなどの課外活動費は44.4%と大幅に減少し、通学費も30.7%減、食費は10.5%減となっている。コロナ禍によって課外活動が制限され、対面授業からオンライン授業が多くなり、課外活動費や通学費が減少したとみられる。実際、「学生生活実態調査」によると、サークルへの所属は56.9%と2019年より11.2ポイントも減少している。また、1週間の登校日数「0日」は27.1%で、平均登校日数は2.0日で2019年の4.4日から半分以下に減少している。支出では「食費」の減少 (自宅生23.0ポイント、下宿生6.9ポイント) と「教養娯楽費」の減少 (自宅生17.2ポイント、下宿生14.6ポイント) が顕著になっている。その他、減少した費目は「合宿代」「国内旅行」「海外旅行」「帰省代」「留学」「就職活動」だった。

(3) 1年生 (現2年生) の孤立

これらは学生全体の傾向だが、調査結果は、とりわけ2020年当時1年生 (現在の2年生) において、他の学年の学生と異なる傾向が出ている。彼らは、入学直後よりコロナ禍での学生生活を強いられた。たとえば、1年生のサークルへの所属は48.7%と2019年より34.1ポイントも減少している。「最近1週間の授業形態」は、「対面授業のみ」8.2%、「オンライン授業のみ」26.5%となっている。オンライン授業 (「すべてオンライン授業」「対面授業とオンライン授業の併用」) は87.5%となっている。対面授業とオンライン授業の割合で見ると、対面授業の割合が高いほど「大学生活が充実している」との回答が多くなっている。しかし、友人を作る重要な場となる対面授業については、すべて対面授業は4年生の17.8%に対して、1年生は4.1%にすぎない。アルバイト従事率も1年生は前年より19.1ポイント減少し、59.1%と他の学年より約25から30ポイント低くなっている。

「大学生活が充実している」と回答した者は全体では2019年の88.8%から2020年は74.2%と14.6ポイント減少しているが、特に1年生は56.5%と32.9ポイントも減少している。また、「友だちができない (いない) ・対人関係がうまくいかない」1年生は34.5%と3人に1人となっている。さらに、「友だちができない」ことを気にしている1年生は52.2%と半数をこえており、他の学年より約30ポイント高い。まさしく現在の2年生は社会的に孤立していることがうかがえる。

このように現在の2年生は、コロナ禍の中で学生生活を始め、孤立を深めている。それだけでなく、結局ほとんど空騒ぎに終わった入試制度の改革にも振り回された。将来、彼らは、コロナ世代と呼ばれることになるのだろうか。

(4) 学習時間の増加

コロナ禍で学生は厳しい学生生活を余儀なくされている。しかし、望ましい傾向もみることができる。「学生生活実態調査」では、1日の勉強時間は「授業時間（対面授業+オンライン授業）」と「大学の勉強」と「大学以外の勉強」とともに増加している。1日の「総勉強時間」が321.1分で前年より27.8分増加した。学年別では特に1、2年生で「大学の勉強」時間が増加している。1日あたりの勉強時間は、1年生は66.2分で前年より25.4分、2年生は64.3分で、21.3分の増加となっている。

また、「学生生活調査」令和2年度（速報値）でも1週間の生活時間について「大学の授業の予習・復習、課題など」に6時間以上と回答した学生の割合は50.9%で、前回（2018年）から23.0ポイントと大きく増加している。

さらに、文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査」（2021年）によると、オンライン授業について、「満足」が13.8%、「ある程度満足」が43.1%で合わせて56.9%と半数以上が満足している。これに対して「満足していない」は5.7%、

「あまり満足していない」は14.9%で合わせて20.6%となっている。

このように、厳しい学生生活の中で、学習時間が増加し、オンライン授業が多くなったが、学生の満足度はかなり高く、コロナ禍の学生生活について、望ましい面も見られる。アフター・コロナの学生生活の新しい可能性も見えてきているといえよう。しかし、これだけで手放して喜ぶことはできない。教育の内容面で深刻な問題が生じているからである。これについては、次に検討する。

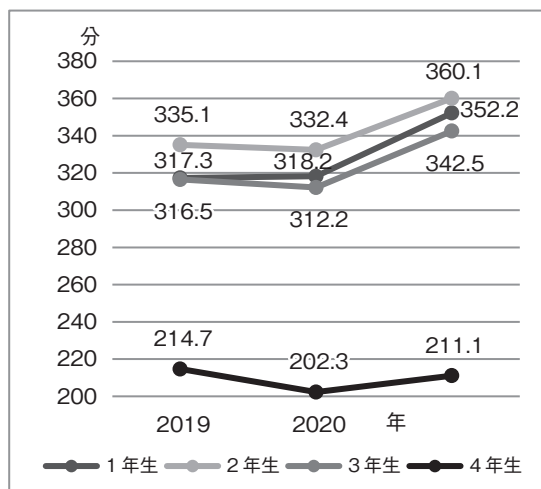
(5) オンライン授業と授業料返還問題

コロナ禍の中での学生の状況について、毎日、課題をこなすだけで精一杯などとオンライン授業への悲鳴も聞かれる。まさしく、コロナ禍の中での社会的孤立の状況だ。コロナ禍の中で、オンライン教育を実施している大学が多くなっている。先にみたように「学生生活実態調査」では、「最近1週間の授業形態」が「すべて対面授業」は8.2%と極端に少ない。また、文部科学省調査では、「オンラインがほとんどすべてだった（80から100%）」と回答した学生は59.6%となっている。

オンライン授業に関連して、授業料の返還を求める動きが出ている。2020年6月には、1年間対面授業がなく、施設も利用できなかったため、大学に対して、学費の半額分の返還を求める訴訟が起こされている。訴訟の理由としては、オンライン授業では教育の質が落ちる、また大学の施設や設備を使えない、あるいは教職員や学生同士の交流などのキャンパスライフを送ることができないというのがその主な理由のようだ。

この問題を考えるためには、そもそも授業料とは何か、を考える必要がある。授業料は、大学の教育に対する対価である。この意味では、

図1 学年別学習時間の推移



(出所) 全国大学生協連「学生生活実態調査」2020年 図表26(p. 19)より著者作成

授業は実施しているので、授業料は返還しないとしている大学がほとんどだ。日本私立大学連盟学生委員会奨学金等分科会「令和2年度奨学金等分科会報告書」の「新型コロナウイルス禍での学生への経済援助施策等に関するアンケート」によると、講義をオンライン化したことを理由に、学費の減額や返金をした大学はわずか4%だった。これに対して、オンライン授業は教育の質が落ちるとい主張の根拠はあまり明確には示されていない。もっとも通信制の場合、授業料が安いところが多いことも事実だ。

他方、学納金には私立大学の場合、授業料以外に施設整備費・実習費などの名目で徴収されるものがある。確かにオンライン授業だけの場合には、施設・設備は使用していないのだから、この返還を求めることは根拠がありそうだ。しかし、多くの大学では、4年間の使用料を1年(半年)ごとに等分に徴収しているため、返還しないとしている。この理由を敷衍すれば、もし、4年間、学期中まったく施設が使えず実習が行われなければ、返還の根拠はあることになる。

これまで、大学教育で売り手市場が続いていた時代に、学納金は、大学側の都合で設定されてきた。日本以外の国ではあまりみかけない高額の入学金もそのひとつだ。これは師匠に対する御礼である束脩の伝統から来ていると言われる。かつて入学しないのに前納した初年度納付金を返還しないのはおかしいとって起こされた授業料返還訴訟では、授業をしていない以上、授業料は返還しなければならないが、入学金は大学と学生の契約金にあたるので、返還しなくてもよいとされた。コロナ禍は、大学の問題を多く浮き彫りにした。授業料返還問題は、そのひとつと言える。

一方、大学側にも問題はある。コロナ禍の中で、教員の方でもオンライン授業で課題ばかり

大量に出して、コメントや添削などのフィードバックが一切ないなど、これまでの授業形態のままオンラインで授業を続けている例が少なくない。先にみた「緊急！大学生アンケート」(2020年4月)によれば、「すべての授業あるいは多くの授業で課題が出されている」と回答した学生は9割以上だが、同じく「すべての授業あるいは多くの授業でフィードバックがある」という回答は36%にすぎない。教員もオンライン授業は、これまでとは異なる授業形態であることを十分に認識せず、従来の授業の延長で考えていてフィードバックをしなければ、オンライン教育は質が低いということを立証することになる。そうした大学ときちんとフィードバックする大学の差が明確にあらわれるのではないかと思われる。フィードバックするためには、教員個人の努力では限界があり、TA(ティーチング・アシスタント)など教員への補助が必要だ。当然TAを多く雇用できる大学ばかりではない。大学の底力が問われる。現状を放置すれば、学生の満足度はそこそこ高いとしても、教育の質が低下し、通俗的なグレッシュム法則(悪貨が良貨を駆逐する)になるのではないかと懸念している。

(6) 休学と中退の状況

コロナ禍で学生の経済的状況が厳しさを増す中で、学費を払えず、休学や中退する学生が増加することが学生などの調査で報告された。しかし、2020年の休学者や中退者は、先にふれた文部科学省の調査では、前年に比べ、増加しておらず、むしろやや減少している。すなわち、同調査によると大学(大学院を含む)の休学者は、2019年度70,325人で2020年度は63,460人と減少している。ただし、そのうち「経済的困窮」を理由としたものは2019年度の12.4%から2020年度は14.6%とやや増加している。また、

中退者は 31,841 名から 25,008 名と同じく減少している。そのうち「経済的困窮」は 17.3%から 18.0%とやや増加している。また、そのうちコロナを理由とした休学者は 4,418 人で 2019 年度より 1,741 人増加、中退者は 701 人で同じく 316 人増加している。学生全体としてみると、経済的理由による休学・中退はやや増加しているものの、全体としては、休学・中退については、懸念されたような大量の休学・中退者という事態は現在まで起きていないとみられる。これには次に説明する様々な支援制度も効果があったかもしれない。

2 広がる学生への支援

こうした学生の厳しい状況に対して、国や地方自治体さらに大学や民間など、様々な支援の動きが起きている。これらについて、順次見ていく。

(1) 文部科学省の学生支援策

まず、国の動きとして、文部科学省は、2020 年 3 月から順次支援策を打ち出した。その主なものは以下の通りである。

2020 年 3 月 26 日	コロナ対策として修学支援新制度を適用
2020 年 4 月 30 日	第 1 次補正予算 7 億円
2020 年 5 月 19 日	学生支援緊急給付金（第 1 次補正予算予備費）530 億円
2020 年 5 月 27 日	緊急支援パッケージ
2020 年 5 月 27 日	第 2 次補正予算 141 億円（授業料減免補助）

2020 年 3 月の最初の支援策は、後述する修学支援新制度がちょうど 2020 年 4 月から発足し、その支援の対象者として家計急変（親の死別やリストラなどによる経済的困窮）が含まれてい

るので、これを援用しようとするものであった。次いで、学生支援緊急給付金は、非課税世帯の学生 1 人当たり 20 万円、その他の要件を満たす学生 1 人当たり 10 万円を支給するものである。さらに第 2 次補正予算で高等教育機関の授業料減免に対する補助金を交付し、これらの制度を合わせて緊急支援パッケージとしている。これらについて、詳細は別に紹介しているので、それらを参考にいただければ幸いである（小林雅之, 2020, 2021b）。

さらに、今年度補正予算で、同じ「学生への緊急支援給付金」が 675 億円の予算で約 65 万人の学生に一人 10 万円が支給されることとなっている。

(2) 大学の支援策

先にふれたように、ほとんどの大学が授業料や施設整備費などの返還には応じていないものの、授業料の減免措置によって、学生を支援する大学は多い。文部科学省調査によると 99.1%と、多数の大学は授業料の延納・分納・減免を行って学生や学生の家計の負担を軽減している。さらに、86.4%の大学が、上記の学費支援以外にも大学独自の支援策を実施している。たとえば、多くの大学では、学生に対してオンライン授業を受けるための PC やタブレットやスマートフォンの通信費あるいは WiFi などの通信環境の経費などに対する支援を行っている。支援額は、数万円程度が多い。このように、多くの大学でコロナ禍に対して様々な形で経済的支援を行っている。

また、各大学は経済的支援だけではなく、様々な方法で学生への支援を行っている。「ひらく日本の大学」（2021 年 9 月 27 日付け朝日新聞）によると、具体的な支援策の例として、淑徳大学は「2 年生の孤立化が問題」として、2 年生向

けに、「入学を祝う会」など学生同士が顔を合わせる機会を設けているという。愛知医科大学は学生相談室などによる対応に加え、学生5～10人に1人の指導教員・アドバイザー教員を置き、「個々人に寄り添った対応をしている」という。

先にみた私大連の「アンケート」によると、大学独自の経済的支援を行った大学は83%、1人あたり平均支給額は、「減免」が285,321.4円、「給付」が128,315.2円となっている。内容はスクールバス維持費の春学期分を秋学期分に振り替え、施設拡充費の5万円減額、実験実習費の4割減免などとなっている。また、学生支援緊急給付金で外国人留学生に対し様々な要件がつけられているが、「成績基準」42%に対して「大学で総合的に判断」が52%となっている。

大学側も学生生活の厳しさや学生の社会的孤立は認識している。「ひらく 日本の大学」調査によると、大学が抱える現在の大きな課題として、「学生の孤立化・友人関係の希薄化」は61%と、「課外活動の実施」73%に次ぐ第2の課題となっている。また、オンライン授業の課題について、「学生の学修意欲・メンタルケア」が10の選択肢の複数回答で82%と最多となっている。同調査によると、「各大学は学生のメンタルに気を配り、様々な取り組みを展開している。ただ、学長の多くが学生のメンタルケアを課題だと感じているものの、調査に対して『十分に対応している』と回答したのは16%にとどまった」としており、大学側の対応が十分ではないことがうかがえる。また、現時点での「大きな課題」のうち最多は「課外活動の実施」の73%だった。課外活動は学生の孤立化防止の面でも重要だが、「授業」「研究」については「全学生に許可」する大学が8割を超えるなか、「課外活動」は34%にとどまったという。

(3) 省庁・地方公共団体・民間育英団体の支援策

文部科学省だけでなく厚生労働省などでも様々な公的支援がなされている。たとえば、休業支援金や厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予、国税・地方税の納付猶予、日本政策金融公庫の緊急融資などである。また、釧路市、八王子市、京都市、金沢市など多くの地方公共団体も独自の支援策を打ち出している。さらに、民間団体では、あしなが育英会は2020年4月に約15億円、12月には約20億円（約7,600人、ひとりあたり20万円）の緊急給付奨学金を支給した。他にも「隈研吾建築奨学財団」は建築学の学生、一般財団法人「人間塾」は医学生、「NSK ナカニシ財団」は歯学部生など、様々な団体が様々な学生を対象に学生支援を行っている。

3 修学支援新制度の課題と効果検証

いわゆる「高等教育の無償化」と呼ばれる修学支援新制度は、2020年度予算規模5,200億円と、これまでの日本の学生支援の中でも空前の規模であり、対象者を拡げたことで高く評価できる。しかし、同制度には様々な問題点がある¹⁾。それらの多くが未解決のまま、2020年4月から新制度がスタートした。高校や高等教育機関は、新制度に対応するために様々な作業に忙殺されている。それでなくても、コロナ禍での休校やオンライン授業など、様々な案件が山積している。これらは、まったく違う問題だが、共通する点も見えてきた。それは、想定すべき問題やこれまでの制度との整合性などの制度設計をよく検討しないままに、先に制度の実施を決定するという安部内閣の政策決定過程のあり方だ。これまでは、結果オーライだったこともあるが、

最近では、この決定過程の問題点が目立ってきた。休校や、いわゆる「無償化」問題は、そのひとつだったと言えよう。特に、新制度に関して言えば、2017年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」で、実務経験のある教員による授業科目1割以上など、具体的な数値が書き込まれ、その後の具体的な制度設計では変更できなくなり、制度設計の柔軟性を大きく損ねた。こうした新制度の問題点を改善するために、新制度は4年後の見直しということが法的に規定されている。このためには、新制度の効果検証と評価が不可欠になる。たとえば、低所得層の進学率をどれくらい向上させたかを明らかにすることが重要となる。

これについて、萩生田文部科学大臣は2021年4月13日の会見で以下の様に述べている。

住民税の非課税世帯の進学率の推計値については、制度導入前の平成30年度は約40%と推計をしていたものが、制度導入後の令和2年度には約48～51%程度となり、約7～11ポイントの上昇が確認ができると推計をしているところでございます。

新制度は、低所得層の進学率向上に一定の効果があつたとみられる。しかし、文相が言及した進学率は、大学だけではなく、短期大学・高専・専門学校を含んだ高等教育進学率のことである。新制度の対象となる住民税非課税世帯（対象世帯）とそれに準ずる世帯（準対象世帯）にとっては、大学短大だけでなく専門学校への進学の可能性が重要である。しかし、文相の会見では、進学先別の進学率は明らかにされていない。

この進学率の向上などの奨学金の効果の検証は容易な作業ではない。進学に影響する要因は、奨学金だけでなく、世帯年収や学力や授業料など多数あり、奨学金の効果だけを取り出すことは難しい。私たちは2006年から進学と世帯収入の関連を調査してきた。私たちの実施した調査の結果を基に専門学校進学率などの効果検証について紹介したい。

私たちが実施した高卒保護者調査の2020年と2016年の結果からの推計によると、支援の対象となると想定される世帯（世帯年収275万円未満）の進学率は、表1のように、大学4.0ポイント（国公立大学マイナス1.4ポイント、私立大学5.4ポイント）、短期大学マイナス1.2ポイント、専門学校5.7ポイント、高等教育計で8.5

表1 世帯年収別高校生の進路（2016年と2020年）

	年	0～275万円	0～388万円	389～688万円	689～863万円	864～1100万円	1100万円～	合計
国公立大学	2020	12.3%	11.9%	15.5%	19.1%	20.6%	19.2%	17.6%
	2016	13.7%	12.1%	10.2%	18.7%	18.1%	17.4%	15.2%
私立大学	2020	28.5%	28.6%	36.5%	42.8%	48.8%	56.2%	43.2%
	2016	23.1%	26.4%	36.6%	40.7%	47.7%	53.6%	41.6%
短大	2020	5.6%	5.1%	3.4%	4.1%	2.1%	1.5%	3.1%
	2016	6.8%	7.9%	5.6%	4.1%	5.1%	2.4%	4.9%
専門学校	2020	15.1%	17.4%	16.1%	14.2%	11.4%	7.7%	13.3%
	2016	9.4%	12.8%	16.0%	11.1%	11.7%	5.5%	11.7%
就職	2020	22.3%	22.5%	17.3%	10.8%	10.1%	4.4%	12.7%
	2016	33.3%	27.9%	20.4%	12.2%	7.7%	7.7%	14.7%
その他	2020	16.2%	14.5%	11.2%	8.9%	7.0%	11.0%	10.2%
	2016	13.6%	12.8%	11.2%	13.3%	9.7%	13.5%	12.0%

（注）世帯年収の区切り値は2020年のもの。

（出所）「高卒者保護者調査」2016年と2020年より著者集計

ポイントと推計される。これはちょうど文部科学省の推計の中央となる数値となっている。文部科学省は進学率の内訳を公表していないが、専門学校の進学促進効果の方が高い。これは、本低所得層にとっては大学のハードルは高く、専門学校が有力な選択肢となっていることを示していると言えよう。

専門学校生は、新制度の対象となっている。これまで大学生とは異なり、授業料減免への公的な補助がなく、専門学校独自の授業料減免制度しかなかったことに比べると大きな前進である。学生支援が必要な低所得層では、専門学校への進学者が多い。高卒者保護者調査(2020年)でも対象世帯の専門学校進学率は15.1%で、高所得層(世帯年収1,100万円以上)の7.7%の約2倍となっている。

この主な理由は、低所得層では、資格志向や職業志向が強いこと、学力の問題、比較的小規模で自宅通学可能な学校が多いことなどがあげられる。また、学費だけで比較すると、私立では施設整備費などを含めると結構高額だが、大学4年に比べると、2年あるいは3年で済む。さらに、放棄所得つまり進学せずに就職したら得られるであろう所得が1年間で約250万円と、4年と2年では約500万円の差があることが大きい。

このように低所得層に対する支援が重要なのは大学だけでなく専門学校進学者である。しかし、新制度の問題点のひとつとして、高等教育機関が支援を受けるために文部科学省が確認する多くの要件を満たす必要がある。2021年3月で大学短大1,091校中確認校数は1,069校で、98%が要件を満たしている。2020年度に比べると、23件が新規に確認を受けたのに対して、4件は確認を取り消されている。これに対して、専門学校は2,697校中73.3%しか確認されてい

ない。2020年度に比べると294校が確認を受け、6校が確認を取り消されている。2020年度より確認校数は増えたものの、個人として受給要件を満たしていても、約3割の専門学校には進学しても支援を受けられない。新制度設計の当初から懸念されていた事態が続いている。全国でこうしたケースがどのくらいあるか、今の所確かめられる調査はないが、既に、そういうケースが出てきていることは報道などでも明らかである。制度の改善の大きな課題である。

4 新しい学生支援制度の今後の展望

ほとんどマスコミでは取り上げられなかったが、2021年10月8日の所信表明演説で岸田首相は、「大学卒業後の所得に応じて『出世払い』を行う仕組みを含め、教育費や住居費への支援を強化」することを表明した。そして、10月の総選挙の公約として、自由民主党は、「所得連動型拠出金制度」の検討を進めるとした。さらに、岸田新政権の目玉政策のひとつとして、「新しい資本主義実現会議」が発足し、その提言として「所得連動型」が俎上にあげられた。同会議では所信表明演説を受けて、第2回(11月8日)に「緊急提言 概要」内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局をまとめた。この中に、「大学卒業後の所得に応じて『出世払い』を行う仕組みに向けた奨学金の所得連動返還方式の見直しの検討」が提言されている。

この「所得連動型」は、「自民党教育再生実行本部第10次提言」(2018年)にあった「卒業後拠出金方式(J-HECS)」を念頭に置いているとみられる。この制度は、オーストラリアの高等教育拠出金制度(Higher Education Contribution Scheme, HECS)を日本に適用しようとするものである。しかし、オーストラリアの場合には、全ての公立大学生が全員参加であるのに対して、

自民党案では対象者に所得制限を設け選択制であることなど、変更されている点も多い。特に、HECSの場合には、返済が源泉徴収によるのに対して、返済方式には特に触れていない。私は返済の負担やローン回避を避けるためには、この点が最も重要な相違だと考えている。オーストラリアの制度をそのまま日本に導入することはできず、日本型にするのは当然必要だが最も重要な点を逸してはならない²⁾。

さらに、問題は、「出世払い」の意味するところだ。「出世払い」には、出世した人だけが返還する、あるいは多く返還するという意味合いが濃い。これはオーストラリアのHECSでもサーチャージと呼ばれて利子分を余計に払う仕組みの導入が提案されているが、実現には至っていない。所得連動型では、卒業後の所得の低い人は返還額が少なく、借入金の全額を返還しないため、その分国庫負担による穴埋めが必要となる。サーチャージは、所得の多い人が多く返還することで、国庫負担を減らそうというものだ。しかし、所得の多い人は多く返還することを避け、この制度に加わらない逆選抜の問題が発生する恐れがある。HECSは学生全員が卒業後に支払う方式なので、この逆選抜の問題は起きない。しかし、自民党案では、選択制となっているので、「出世払い」では逆選抜が起きる恐れがある。こうした点も十分検討して新しい制度を設計する必要がある。

さらに、政府は従来の教育再生実行会議に代わり、教育未来創造会議を創設し、この問題を検討することとなっている。しかし、財務省財政制度等審議会は、このJ-HECS構想には繰り返し反対を表明しており、実現できるか予断は許さず、今後の推移を見守る必要がある。

なお、所得連動型返還制度は、まだごく一部ではあるが、CODEGYM ISA や関西学院大学

など高等教育機関でも導入の動きがある。所得連動型が国や各大学独自の学生支援制度として広がるのか、そのゆくえが注目される。

また、先に説明したように、文部科学省も昨年の第2次補正予算で授業料減免に対する補助金を交付した。しかし、授業料の減免や延納は大学の財政難に直結する問題でもある。今年度末まで授業料を延納できたとしても、その後、長期にわたり延納を認めることは難しいと考えられる。延納や減免が認められないと授業料未納による中退(除籍)が増えることが懸念される。こうした問題に対しても授業料後払い制度は有効だと考えられる。

コロナ禍で学生の生活は大きく様変わりした。アルバイトは減少し、オンライン授業が普及し、学習時間は増加したものの、多くの学生は孤独感を味わっている。しかし、こうした学生の苦境に対して、国、地方公共団体、大学、民間団体など様々な支援も広がりを見せている。また、昨年度発足した修学支援新制度の拡大や新しい学費負担制度の創設が期待されている。コロナ禍は大学や学生の抱える多くの問題を浮き彫りにした。今後、これらの問題に対処し、ピンチをチャンスに変えられるかが大学と学生の将来の決め手になるだろう。

【注】

- 1) これらについては別に詳細に検討しているので参照されたい(小林, 2019a, 2019b, 2019c, 2021a)。
- 2) 所得連動型については多くの論文があるが、日本の文献としては、阪本(1998, 1999, 2019)、小林(2017)、小林・村田(2018)、小塩(2020)がある。

【参考文献】

小塩隆士(2020)「所得連動返還型奨学金制度：意

- 義と課題」『社会保障研究』第5巻、第3号 pp. 313-324.
- 小林雅之 (2017) 「新所得連動型奨学金返還制度の創設」『生活福祉研究』第93号 pp. 29-41.
- 小林雅之 (2019a) 「大学無償化の何が問題か—特異で曖昧な制度設計」『世界』923号 pp.220-229.
- 小林雅之 (2019b) 「高等教育無償化を問う」『IDE 現代の高等教育』No.618, pp. 4-11.
- 小林雅之 (2020a) 「高等教育の無償化」『IDE 現代の高等教育』No.607, pp 51-56.
- 小林雅之 (2020b) 「コロナ禍の学生の経済的困難と支援策」『都市問題』vol. 111, pp. 4-9.
- 小林雅之 (2021a) 「大学無償化の何が問題か—特異で曖昧な制度設計」松岡亮二編『教育論の新常識 格差・学力・政策・未来』中央公論社、pp. 225-248. (小林 (2019a) に補論を追加)
- 小林雅之 (2021b) 「困窮する学生生活—新型コロナウィルス感染症拡大による大学生への経済的影響」『DIO』No.362 pp.6-9.
- 小林雅之・村田治 (2018) 「授業料後払い制度導入の検討の必要性について」中央教育審議会大学分科会将来構想部会 2018年8月9日
- 阪本崇 (1998) 「資本市場の不完全性と所得連動型教育ローン」『財政学研究』23号 pp.82-92.
- 阪本崇 (1999) 「所得連動型教育ローンの制度間比較」『国際公共経済研究』第9・10号 pp. 84-97.
- 阪本崇 (2019) 「所得連動型貸与奨学金—その理論的背景と課題—」『高等教育研究』第22集 pp. 29-48.

こばやし まさゆき

東京大学大学院教育学研究科修士、博士(教育学)。広島修道大学助教授、放送大学助教授、東京大学大学院総合教育研究センター助教授、教授を経て現職。東京大学名誉教授。

放送大学客員教授、文部科学省中央教育審議会臨時委員、衆議院調査局客員研究員他。

【著書】

『大学のIR 意思決定支援のための情報収集と分析』(山田礼子と編著) 慶應義塾大学出版会、2016年

『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較』(編著) 東信堂、2012年

『大学進学への機会』東京大学出版会、2009年

『進学格差』ちくま新書、2008年 ほか。
